別紙様式2

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び同省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1.分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
造成等	造成等の工事	手作業
	有り 無し	手作業・機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	手作業
	有り 無し	手作業・機械作業の併用
上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事	手作業
	有り 無し	手作業・機械作業の併用
屋根	屋根の工事	手作業
	有り 無し	手作業・機械作業の併用
建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事	手作業
	有り 無し	手作業・機械作業の併用
その他 ()	その他の工事	手作業
	有り 無し	手作業・機械作業の併用
		手作業
		手作業・機械作業の併用
	造成等 基礎・基礎ぐい 上部構造部分・外装 屋根 建築設備・内装等	造成等の工事 有り 無し 基礎・基礎ぐいの工事 有り 無し 上部構造部分・外装 上部構造部分・外装の工事 有り 無し 屋根 屋根の工事 有り 無し 建築設備・内装等の工事 有り 無し その他() その他の工事

当てはまるに「レ」印を記入。

2.解体工事に要する費用(直接工事費)

<u>円(税抜)</u>

- 注 解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。該当ない場合はその旨記載。 仮設費及び運搬費は含まない。
- 3.特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4.特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(直接工事費	4.	. 特定建設資材	廃棄物の再資源化等に要	する費用(直接工事費
-------------------------------	----	----------	-------------	------------

ш		- 1	ᄯ	+	⊨	`	
ш	(7	ᇄ	+	7	١	

注 運搬費を含む

(書き切れない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

受注者が選択した施設を記載。

特定建設資材廃棄物の種類は、「コンクリート」「コンクリート及び鉄から成る建設資材」「木材」「アスファルト・コンクリート」の4種類から選択して記入。